

# 国保



## 11月は国保月間

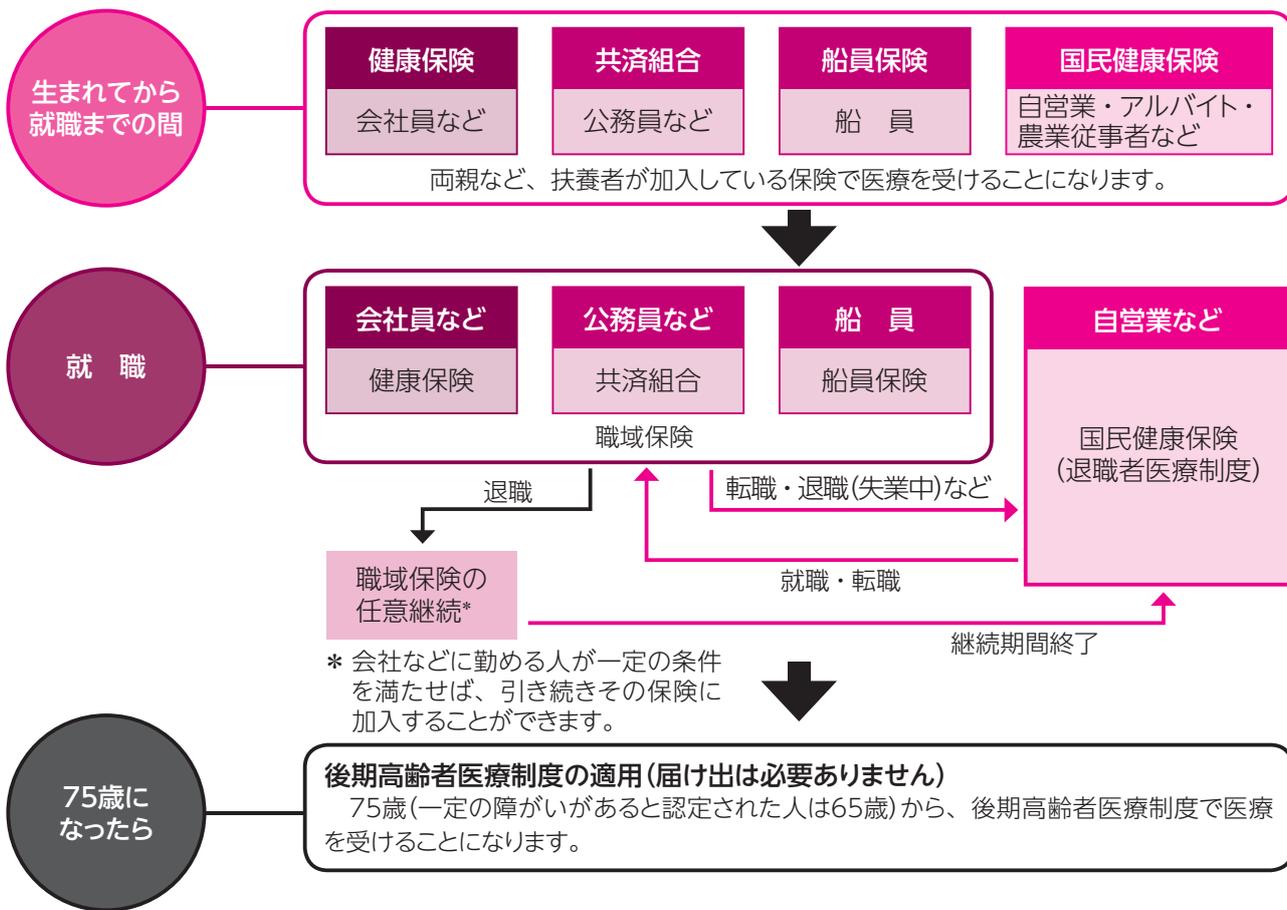
# 年金

## あなたはどの医療保険に入っていますか？

日本の医療制度では、病気やけがをしたときに安心して医療が受けられるように、全ての人がいずれかの医療保険に加入することになっています(国民皆保険)。もし、転職

や退職などで、どの医療保険にも入っていないという人は、すぐに保険年金課または下総・大栄支所へ届け出をしてください。

### ■こんなときには 14 日以内に届け出が必要です



\* 会社などに勤める人が一定の条件を満たせば、引き続きその保険に加入することができます。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。



## 国民年金の保険料控除証明

### 年末調整や確定申告をするときに必要です

国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付することが義務付けられています。

このため、生命保険会社などから送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(はがき)が、日本年金機構から11月上旬に

送付されます。年末調整または確定申告の手続きでは、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

日本年金機構では、控除証明書に関する問合せ先として「控除証明書専用ダイヤル」を開設します。

**期間** = 3月14日(金)までの月～金曜日、第2土曜日(祝日・12月29日～1月3日を除く)

**時間** = 午前8時30分～午後5時15分(月曜日(祝日と重なった場合は火曜日)は午後7時まで、第2土曜日は午前9時30分～午後4時)

**電話番号** = 0570-070-117、IP電話などは03-6700-1130

※くわしくは同ダイヤルへ。